

## 「ePrivacy 規則案が与える日本企業の実務への影響」に関する Q&A

牛島総合法律事務所  
弁護士 影島 広泰 氏

**Q:例えば、契約書に従業員の名前が記載される場合、誰が同意を取得する義務があるか。**

A:同意を取る場合であれば管理者となるが、2点考えるべき点がある。

1. GDPR は「個人情報」ではなく「個人データ」が対象であるが、契約書に記載された名前が個人データにあたるか、という点。もっとも、日本法ではデータベースなどに入力された時点で「個人情報」から「個人データ」となるが、GDPR ではファイリングシステムの一部となることが予定されている情報は「個人データ」にあたることに注意が必要である。
2. 契約書にサインする行為の法的根拠は同意で良いか、という点。雇用または業務に関連することであれば legitimate interests を法的根拠とできる可能性も高いのではないか。

**Q:GDPR 対応ですでに代理人を選任している場合も必要か**

A:選任義務はあるが、特に制限はないので同じ代理人でよいと考えるのが合理的。

**Q:情報提供義務の手段として Web サイトへの記載が現実的と思われるが、これで十分か？**

A:まずプライバシーポリシーに記載することは実務的には必須。そのうえで、「個人が容易にアクセス可能な状態」をどう考えるかは難しい問題。自社 Web サイトのトップから 1 クリックで見られるような状態であれば、URL を記載した名刺を交換した相手等であれば容易にアクセス可能と言えるように思うが、そもそも情報を取得されていること自体を認識していない個人に対しどのように考えるかはケースバイケースになってしまう。

**Q:英国に拠点がある場合、今後 GDPR 及び ePrivacy 規則等についてどのような対応が必要か？**

A:Brexit の問題に関して言えば、日本と英国の移転に関しては充分性認定が維持されることが決定しているため影響はない。一方で、英国-EU 間に関して協定が結ばれないまま Brexit されると移転ができなくなる。また、Brexit 後には英国と EU 双方に代理人を置く必要がある。

**Q:Concent Management Provider (同意プロバイダー) はどの文脈に基づいて事業を構成しているのか**

A:サービスの利用形態によるが、同意の委託、または自社サイトに組み込んで使用している場合は単なるツールの提供となる。

**Q:公共の団体や機関は GDPR の適用対象外か？**

A:日本法と異なり、GDPR は民間・公共問わずすべて適用される。ただし、例えば代理人の選任など、個別の条項では場合分けされているものがある。

**Q:自社が提供するクラウドサービス (IaaS) 上で顧客が EU 域内で個人向けサービスを提供する場合、**

サービス提供している顧客（管理者）が GDPR 違反となった際に自社（処理者）も課徴金を負担させられる可能性はあるか？

A:委託先の IaaS 提供企業が GDPR の適用を受けるかどうかは 3 条 2 項の問題となる。IaaS 提供企業自身が EU 域内のデータ主体に対して商品・サービスの offer やモニタリングを行っていない場合は、GDPR 適用外と考えられる。一方で、管理者であるサービス提供している顧客は GDPR28 条に基づき、IaaS 提供企業と委託契約を締結する義務がある。このため、委託先としては、GDPR 上の適用はないものの、委託契約を締結する結果、“契約上”GDPR 処理者と同様の義務を負うことにはなるであろう。また、ePrivacy 規則の域外適用に該当しないよう、契約では電子通信データを取り扱わない旨を明記しておくなどの対応も考えられるかもしれない。

Q:Cookie 洗い出しツールではすべてを洗い出せない場合もあるが、Cookie consent tool を使うことで GDPR に対応しているといえるか？

A:ツール利用=GDPR 対応とはならないが、実態把握のために使用することは重要。Web サイトやサービスにおいて識別子が大量にやりとりされているが外部からは認識できない。また、事業部や Web 管理者が組み込んでいくため、会社としてリスクコントロールできていないケースが多いので、ツールにより一覧化し用途を明確にしていくことが重要である。

Q:GDPR の匿名化と仮名化の違いは？

A:GDPR では、

他の情報を追加しないと本人を特定できない⇒仮名化（個人データにあたる）

他の情報と照合しても本人にたどり着くことはできない⇒匿名化

日本の匿名加工情報は、加工前データや変換テーブルの消去を求められていないので、そのままでは仮名化となるケースが多い（補完的ルール参照）。

Q:データ保護要件が不明瞭で社内システムを更改/開発することが困難になっている中、企業のシステムに対する投資動向等に変化はあるか？

A:詳細は不明だが、話として EU 向けのサービスのローンチを止めるケース等は多く聞くので影響は大きいと実感している。また、GDPR 以外にも中国等のデータローカライゼーションの動向等もあり、システム構築が難しくなっているのは事実であろう。